

社会福祉法人長慶会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日 ～ 令和6年9月30日までの1年間

2. 内容

目標 1: 計画期間内に育児休業の取得を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率 50%以上にする

女性職員・・・取得率 80%以上にする

<対策>

○令和5年10月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要因の確保、業務体制の見直しなど)・実施

目標 2: 子供が保護者である職員の働いている職場の見学ができる

令和6年3月までの「子供参観日」を令和6年9月まで実施する。

<対策>

○令和5年10月～ 職員へアンケート実施

○令和5年11月～ 職員への参観日の周知

○令和5年12月～ 参観日実施・次回に向けての検討